

A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業 委託業務仕様書

本仕様書は「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業」に係る委託業務の内容を示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項及び本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

1 委託業務名

「A I を活用した不法投棄監視パトロールによる産業廃棄物監視指導強化事業委託業務」

2 業務の目的

産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、A I を活用した不法投棄監視パトロールを実施することで監視指導の強化に取り組み、廃棄物の適正処理による環境負荷の低減を目指すもの。

本業務では、「A I を活用した不法投棄監視システム」を検証・開発し、導入するとともに、協力企業や市町村等と連携した監視パトロールの普及に向けた取組を行うもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業スケジュール

- 6月下旬～7月 調査車両の選定・撮影用端末の設置
- 7月～2月 撮影・調査
- 9月～11月 A I 調整・検出方法の検証
- 12月～2月 データ分析
- 2月～3月 効果検証・成果報告
(適時) 市町村向け説明会

5 委託業務の内容

(1) A I を活用した不法投棄監視システムの検証・開発、運用

スマートフォン等の撮影用端末で、運行中の車両から動画を撮影し、不法投棄をA I で解析、不法投棄を探知するとともに、不法投棄の分布を明

らかにするシステムを検証・開発し、クラウドサービスとして県に提供すること。なお、当該システムは次の機能等を有するものであること。

- ア 撮影用端末等は通信機能を備え、有線で接続することなく自動的にサーバにデータを伝送できるものであること。
- イ 撮影日時と位置情報を紐づけて静止画像としてデータの整理ができること。
- ウ 探知した不法投棄等のデータを地図上で表示し、多発地点の把握ができるものであること。
- エ 検知した不法投棄のデータをプリント出力やデータファイル（CSV形式など）で出力できる機能を有すること。
- オ 大規模な不法投棄だけでなく、散乱ごみ対策（ペットボトル大のごみも検知できるもの）に活用できるものであること。
具体的には、検知した散乱ごみの情報をボランティア清掃に取り組む県民等に周知する機能を有すること。
- カ 福岡県内市町村や監視パトロールの協力企業向けの管理画面を備えること。
- キ 撮影後に自動で車輛や人に対する画像処理（マスキングなど）を施すなど、個人情報・プライバシー保護に必要な機能を備えること。

(2) 撮影用端末等の設置

(1)のシステムを検証・開発するのに必要な数量の撮影用端末及び設置用の治具等を用意し、検証用の車両に設置すること。なお、検証は次の内容を網羅すること。

(検証内容)

- ア 散乱ごみと不法投棄を判別するための方法。
- イ 本事業に適した協力企業を設定するための、事業者別の走行範囲の確認。
- ウ 崖下の不法投棄等、検出が困難な対象の検出方法。

(3) 協力企業の開拓等

5(1)で検証・開発し、県が導入するシステム（クラウドサービス）において、5(2)の撮影用端末等を設置し監視パトロールに協力いただける企業等の開拓に努めること。

また、5(1)のシステムは令和9年度以降、利用を希望する県内市町村への提供を予定しているところ、県内市町村向けの説明会を実施すること。

なお、説明会はオンライン開催など県内すべての市町村が参加しやすい

方法で実施すること。

(4) 操作マニュアルの作成

県・市町村・協力企業などのシステム操作者向けのマニュアルを作成すること。このマニュアルはA IやI Tに関する専門的な知識がなくても理解できるように平易な内容で記載すること。

なお、操作マニュアルは電子データで構わない。

(5) 業務報告

業務完了時に、事業の実施内容及び実施結果、事業効果を記載した報告書を提出すること。

6 業務を遂行する上で必要な事務

(1) 工程表の作成

受託者は、本仕様書の内容を十分に精査したうえで、妥当性があり実現可能な提案を行うとともに、契約後、速やかに業務完了までの工程表を作成し、県に提出すること。

(2) 打合せ及び打合せ記録の作成

受託者は、システム仕様の検討や確定、進捗状況の報告や関係機関との調整など、県と十分に協議しながら、業務を実施すること。打合せのうち仕様の決定等重要なものについては、打合せ記録を作成すること。

(3) 業務執行体制の確保

受託者は、業務の執行に際し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。

(4) 情報管理

ア 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。このことは契約期間の終了後も同様とし、受託者の責めに帰す情報漏えいの発生による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。

イ 本業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

ウ 業務の実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十

分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- エ 本業務の実施にあたり、再委託を行う場合には、本項の内容を再委託先の事業者にも求め、受託者が自己の責任において管理すること。

7 成果物に係る権利

この契約の成果物に関する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の権利及びその他の諸権利は、受託者に留保されるものとする。

ただし、県がこれらの権利を使用し開発したシステムを利用するにあたって、本業務に係る委託料以外は一切の費用は発生しないものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。